

平成26年度決算に係る定期監査結果に基づき講じた措置

1 指摘事項

機関名	指摘事項	講じた措置
<b>未来づくり推進局（元気づくり総本部）</b> 広報課 <b>文化観光スポーツ局（観光交流局）</b> 観光戦略課 <b>商工労働部</b> 経済産業総室（産業振興課） <b>教育委員会</b> 八頭高等学校 倉吉西高等学校 日野高等学校	物品出納簿と現物が照合しなかった物品（所在不明の物品）について、その後相当の期間を経たにもかかわらず物品亡失の手続きを行っていなかった。	規則等への認識不足により物品管理が適切に行われていなかったことが原因である。 監査指摘を受けて、速やかに物品亡失の手続きを行った。 再発防止のために、今回の指摘内容について所属内で情報共有し、所属職員に対して物品の適正管理について注意喚起した。 なお、物品照合業務の期限の設定を図るなど全庁的な物品管理の適正化に向けた取組を行った。
<b>危機管理局</b> 消防防災課	住民が主体となった防災体制構築支援事業委託契約について、契約書に定める事業実施計画書の受理が遅延しているものがあつた。	県の担当者の督促不足及び受託事業者の契約内容への認識不足が原因である。 再発防止のために、委託業務が適切に遂行されるよう副査及び上司などのチェックにより、進捗管理を徹底するとともに、受託先となる者に対して早期の事業計画の確定及び事業実施計画書の提出について、委託契約締結直後に、文書及び口頭で注意喚起を図ることとした。
<b>総務部</b> 東部県税事務所	行政財産使用料（建物等）について、調定金額に誤りがあつた。	調定額の算定基準となる面積を合算する際の端数処理を誤ったことにより、過大徴収したものであるが、これは担当者及び上司の公有財産事務取扱要領の認識不足が原因である。 誤算定発見後、速やかに過収入額を還付した。 再発防止のために、今回の指摘内容を所属内で情報共有するとともに、調定額を算定する際のチェックリストを新たに作成し、主査、副査及び上司の確認精査を徹底することとした。
<b>文化観光スポーツ局（観光交流局）</b> 観光戦略課	鳥取旅行商品販売促進のための情報発信業務委託契約について、契約期間終了後に契約を締結していた。	担当職員が出張、入院等により長期不在となった際の引継が不十分であったため、他の職員が業務を代行できなかったことが原因である。 再発防止のために、個々の職員への負担が過重にならないよう複数職員で業務を分担することとし、特定の職員の業務が滞る場合には、他の職員が代行する体制とした。
<b>福祉保健部</b> 医療政策課	看護職員研修事業費補助金について、交付決定が遅延していた。	県の担当者が申請書を受理していたにもかかわらず、交付決定の手続きを失念していたこと及び所属内での進捗管理不足が原因である。 再発防止のために、今回の指摘内容を所属内で情報共有するとともに、所属内の補助金管理DBを利用して進捗状況の確認及び共有をすることとし、業務の進捗につ

機関名	指摘事項	講じた措置
		いて所属長に適宜報告し、副査及び上司などのチェックにより、事務処理が遅延しないよう進捗管理を徹底した。
福祉保健部 青少年・家庭課	鳥取県児童養護施設等職員の資質向上研修事業費補助金について、実績報告書の受理が遅延しているものがあつた。	<p>県の担当者が事業の完了時期を把握していなかつたこと、補助事業者の提出時期への認識不足が原因である。</p> <p>再発防止のために、今回の指摘内容を所属内で情報共有するとともに、補助金事業者に対して通知を行い、実績報告書の期限内の提出を徹底した。</p> <p>また、補助金交付決定時に事業完了予定日等の一覧を作成し、実績報告書の提出期限について主査・副査間及び上司で確認を行い進捗管理を徹底した。</p>
福祉保健部 長寿社会課 (福祉保健課)	県立福祉人材研修センターの職員駐車場に係る行政財産の目的外使用許可について、許可手続が遅延していた。	<p>担当者が許可手続を失念していたこと、上司等も進捗状況を十分に確認していなかつたことが原因である。</p> <p>再発防止のために、会計に関する基本的事項の確認の習慣化、所属内での許可事務の処理状況の情報共有及び確認を周知徹底した。</p> <p>また、許可時期が年度当初であり、事務の遺漏を防止するため、前年度末には許可事務の準備を完了させることとした。</p>
生活環境部 住まいまちづくり課	雑入（県営住宅明渡し訴訟に係る損害賠償金）について、多額の未収金があり、収納の努力が不十分であつた。	<p>県営住宅の家賃滞納を理由として、県が入居者に対して県営住宅明渡し等請求訴訟を提起し、勝訴後に損害賠償金の支払いを求めるものである。滞納者は、県営住宅明渡し後、所在不明となる者も多く、また所在が判明している者も無資力に近く返済が困難な状況である。また債務者は家賃も滞納している場合が多く、まずは滞納家賃の返済に優先的に充当していることも原因である。</p> <p>平成28年3月に「債権分類基準」を作成し、当該基準に従い、以下の取組を徹底することにより、回収可能と思われるものに優先的にあたるなど効率的でメリハリをつけた未収金の回収を行っていく。</p> <p>①住所が判明している債務者に対する損害賠償金等の支払請求</p> <p>②債務者が死亡している場合の保証人への損害賠償金等の支払請求</p> <p>③債務者の住所が不明の場合の住所の把握</p> <p>④損害賠償金等の回収の弁護士事務所への委託</p> <p>このような取組の結果、平成27年度末未収金額は前年度末より減少した。</p>

未収金状況一覧表

(単位：円)

私債権（貸付金以外）		平成26年度末 未収金額	平成27年度 回収額 (不納欠損額)	平成27年度末 未収金額
過年度	平成25年度以前 未収金	157,539,419	1,885,698 (2,275,211)	153,378,510
	平成26年度 未収金	2,556,945	0	2,556,945
指摘以降	平成27年度 未収金			0
計		160,096,364	1,885,698 (2,275,211)	155,935,455

機関名	指摘事項	講じた措置		
商工労働部 商工政策課	雑入（委託料の返納金）について、多額の未収金があり、収納の努力が不十分であった。	<p>小型モビリティ開発を行う県内事業者に緊急雇用基金を活用して求職者の短期雇用を委託し、精算時に返納額が生じたため請求を行ったが、事業者の経営不振に伴う資金繰り悪化により未収金が発生したものである。</p> <p>商工政策課の委託料のほか、立地戦略課の補助金において同一債務者への未収金が生じており、両課で連携しながら継続的に回収交渉を重ねている。引き続き同課と連携して事業者への回収交渉を鋭意行っていく。</p>		
未収金状況一覧表 <span style="float: right;">（単位：円）</span>				
私債権（貸付金以外）		平成 26 年度末 未収金額	平成 27 年度 回収額	平成 27 年度末 未収金額
過年度	平成 25 年度以前 未収金	0	0	0
	平成 26 年度 未収金	5,206,401	0	5,206,401
指摘以降	平成 27 年度 未収金	/	/	0
計		5,206,401	0	5,206,401
農林水産部 林政企画課	鳥取県森林整備担い手育成対策事業費補助金について、過大に支出しているものがあった。	<p>補助事業者が提出した進捗状況報告に、対象年度以外の経費が含まれていることに担当者及び上司が気づかなかったことが原因である。</p> <p>過大支出が判明後、速やかに当該事業者に対して、補助金の額の確定の訂正を行い返納額を受け入れた。</p> <p>再発防止のために、今回の指摘内容について所属内で情報共有し、主査、副査、担当課長補佐等を含めて、複数の職員による提出書類と関連文書とのチェック・突合を行い、補助金交付事務にかかる審査を徹底することとした。</p>		
農林水産部 西部家畜保健衛生所	汚水処理槽内汚泥処理業務委託契約について、見積条件と異なる内容で契約を締結していた。	<p>廃棄物の運搬及び処理を一括して行う見積合わせにより契約しようとしたところ、落札業者から処理業務を別の業者に委託させたいという申し出を受けて、県の担当者が契約締結時に仕様書を追加・変更することで対応できると誤認したことが原因である。</p> <p>再発防止のため、当該委託契約にかかる廃棄物の運搬と廃棄物の処理を当初から分割して別契約として締結することとし、複数の職員によるチェック・突合を行い、適正な契約事務の徹底を図った。</p>		
県土整備部 河川課	雑入（河川法第67条による原因者負担金）について、多額の未収金があり、収納の努力が不十分であった。	<p>平成 26 年度末時点の未収金案件は 2 件であり、当該未収金は、法人 A の堆積していた残廃土の崩落による河川の閉塞及び法人 B の採石場の崩落による河川への PCB の流出に対するものである。それぞれ、事故発生後早期に対応する必要が生じ、県が対策工事を行ったが、その原因者負担金について、債務者（原因者）からの支払いが滞っているものである。</p> <p>改善策として、平成 25 年 1 月に全庁的な債権回収の取組方法等をまとめた鳥取県債権管理マニュアルを参考に債権回収を行っている。</p> <p>各案件における対応状況等は次のとおりである。</p> <p>案件 1</p>		

機関名	指摘事項	講じた措置
		<p>法人Aについては、平成19年5月に会社が清算終了しており、債権回収は不能である。当該債権とは別に、旧役員に対し損害賠償を請求しており、旧役員3名中1名は自己破産、残る2名は年金生活者で、回収困難な状況であるが、平成25年9月に預金2,313円を差押え、債権を一部回収し、時効が中断した。</p> <p>引き続き納付の督促を行い、電話・臨戸等による催告の結果、平成27年度から毎月1,000円～3,000円ずつ回収しているところである。</p> <p>案件2</p> <p>法人Bについては、会社が廃業状態であり、回収は極めて困難な状況であるが、平成25年度に法人B社長宅を臨戸し、交渉した結果10,000円の納付があった。今後も引き続き納付の督促を行っていく。</p>
<p>中部総合事務所 生活環境局</p>	<p>家屋等貸付料について、多額の未収金があり、収納の努力が不十分であった。</p>	<p>当該貸付料は、公営住宅法に基づき住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で良質な住宅を供給するために設置されている県営住宅の家賃等であり、低所得者として県営住宅に入居されるため支払能力に乏しいことから、全体として多額の未収金が発生していることが原因である。</p> <p>改善策として、3ヶ月以上滞納した者には早期の滞納整理を実施し、慢性的な未収金の回収対策を講じた。</p> <p>また、従前からの未納者に対しては、引き続き、鳥取県住宅債権管理事務処理要領に基づき、滞納状況や訪問指導結果の状況を踏まえ、催告、納付指導、分割納付、契約解除及び訴訟などの手続を行うとともに、生活保護受給者には、住宅扶助代理納付制度の活用を推進する。</p> <p>具体的には、入居中の長期滞納者に対しては住宅の明渡し請求により納付を求め、誠意ある対応がない場合は訴訟により速やかに明渡しを求める。退居した滞納者及びその保証人に対しては文書催告を行い、必要に応じて分割納付を勧め、未収金の回収に努める。</p> <p>さらに、退居した滞納者に対しては、住まいまちづくり課が各総合事務所の債務を一括して、弁護士法人へ外部委託し、債権回収を進める。</p> <p>新規に発生した未納者に対しては、鳥取県住宅債権管理事務処理要領に基づき、滞納者の生活状況に応じて滞納の初期段階の納付指導及び各種助成制度の紹介等徹底し、新たな長期滞納者の発生を未然に防止する。</p> <p>平成28年3月に「債権分類基準」を作成し、当該基準</p>

未収金状況一覧表 (単位：円)

強制徴収公債権		平成26年度末未収金額	平成27年度回収額	平成27年度末未収金額
過年度	平成25年度以前未収金	936,233,419	16,000	936,217,419
	平成26年度未収金	0	0	0
指摘以降	平成27年度未収金			0
計		936,233,419	16,000	936,217,419

機関名	指摘事項	講じた措置																								
		<p>に従い、回収可能と思われるものに優先的にあたるなど効率的でメリハリをつけた未収金の回収を行っていく。</p> <p>以上の家賃の徴収については、団地を管理委託している市町とも協力しながら業務を進める。</p>																								
未収金状況一覧表		(単位：円)																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">私債権（貸付金以外）</th> <th style="text-align: center;">平成 26 年度末 未収金額</th> <th style="text-align: center;">平成 27 年度 回収額</th> <th style="text-align: center;">平成 27 年度末 未収金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">過 年 度</td> <td style="text-align: center;">平成 25 年度以前 未収金</td> <td style="text-align: center;">2,702,230</td> <td style="text-align: center;">577,807</td> <td style="text-align: center;">2,124,423</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 26 年度 未収金</td> <td style="text-align: center;">1,758,366</td> <td style="text-align: center;">1,109,566</td> <td style="text-align: center;">648,800</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指 摘 以 降</td> <td style="text-align: center;">平成 27 年度 未収金</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">1,843,414</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">4,460,596</td> <td style="text-align: center;">1,687,373</td> <td style="text-align: center;">4,616,637</td> </tr> </tbody> </table>		私債権（貸付金以外）		平成 26 年度末 未収金額	平成 27 年度 回収額	平成 27 年度末 未収金額	過 年 度	平成 25 年度以前 未収金	2,702,230	577,807	2,124,423	平成 26 年度 未収金	1,758,366	1,109,566	648,800	指 摘 以 降	平成 27 年度 未収金	/	/	1,843,414	計		4,460,596	1,687,373	4,616,637	
私債権（貸付金以外）		平成 26 年度末 未収金額	平成 27 年度 回収額	平成 27 年度末 未収金額																						
過 年 度	平成 25 年度以前 未収金	2,702,230	577,807	2,124,423																						
	平成 26 年度 未収金	1,758,366	1,109,566	648,800																						
指 摘 以 降	平成 27 年度 未収金	/	/	1,843,414																						
計		4,460,596	1,687,373	4,616,637																						
西部総合事務所 生活環境局	<p>家屋等貸付料について、多額の未収金があり、収納の努力が不十分であった。</p>	<p>当該貸付料は、公営住宅法に基づき住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で良質な住宅を供給するために設置されている県営住宅の家賃等であり、低所得者として県営住宅に入居されるため支払能力に乏しいことから、全体として多額の未収金が発生していることが原因である。</p> <p>改善策として、3ヶ月以上滞納した者には早期の滞納整理を実施し、慢性的な未収金の回収対策を講じた。</p> <p>従前からの未納者に対しては、家賃納付指導員の戸別訪問等による納付指導や文書催告等を行っているが、早い段階から行うことにより、未納の長期化や常態化を防止し、誠意ある対応がなされない者に対しては、要領に従い早い段階から契約解除及び訴訟などの手続を行った。</p> <p>また、各種助成制度が滞納解消に有効な者に対しては制度の紹介を行い、生活保護受給者については、住宅扶助代理納付制度の活用を推進した。</p> <p>さらに、退居した滞納者に対しては、住まいまちづくり課をとおして、弁護士法人へ外部委託し、債権回収を図るとともに、新たに退居する滞納者については、退居する際に未収金を計画的に返済するよう誓約書の提出を求め、その旨を退居滞納者の保証人にも通知することにした。</p> <p>このような取組の結果、平成 27 年度末未収金額は前年度末より減少した。</p> <p>また、平成 27 年度未収金発生額も前年度より減少した。</p>																								

機関名	指摘事項	講じた措置																													
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">未収金状況一覧表</th> <th colspan="3">(単位：円)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">私債権（貸付金以外）</th> <th>平成 26 年度末 未収金額</th> <th>平成 27 年度 回収額 (不納欠損額)</th> <th>平成 27 年度末 未収金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">過年度</td> <td>平成 25 年度以前 未収金</td> <td>24,139,379</td> <td>2,112,612 (88,003)</td> <td>21,938,764</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度 未収金</td> <td>6,777,979</td> <td>4,951,138</td> <td>1,826,841</td> </tr> <tr> <td>指摘以降</td> <td>平成 27 年度 未収金</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">/</td> <td>5,411,615</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>30,917,358</td> <td>7,063,750 (88,003)</td> <td>29,177,220</td> </tr> </tbody> </table>		未収金状況一覧表		(単位：円)			私債権（貸付金以外）		平成 26 年度末 未収金額	平成 27 年度 回収額 (不納欠損額)	平成 27 年度末 未収金額	過年度	平成 25 年度以前 未収金	24,139,379	2,112,612 (88,003)	21,938,764	平成 26 年度 未収金	6,777,979	4,951,138	1,826,841	指摘以降	平成 27 年度 未収金	/		5,411,615	計		30,917,358	7,063,750 (88,003)	29,177,220
未収金状況一覧表		(単位：円)																													
私債権（貸付金以外）		平成 26 年度末 未収金額	平成 27 年度 回収額 (不納欠損額)	平成 27 年度末 未収金額																											
過年度	平成 25 年度以前 未収金	24,139,379	2,112,612 (88,003)	21,938,764																											
	平成 26 年度 未収金	6,777,979	4,951,138	1,826,841																											
指摘以降	平成 27 年度 未収金	/		5,411,615																											
計		30,917,358	7,063,750 (88,003)	29,177,220																											
西部総合事務所 米子県土整備局	土木使用料（道路占用料）について、事実確認を行わないまま調定の取消しを行っていた。	<p>道路占用料について、納入通知を行った際に相手方から許可物件についての疑義の問合せがあったが、担当者が許可状況の確認を怠り、調定の変更等を行わずに調定を取り消したことが、組織としての進行管理及び確認が十分でなかったことが原因である。</p> <p>取消しを行っていた調定については、占用者と協議を行い調定等の処理を行った。</p> <p>再発防止のために、許認可事務にかかる業務スケジュールを見直し、適切な進行管理を徹底するとともに、担当、副査及び上司が1週間単位で占用料の調定に係る納付期限内納付の確認を行うこととし、調定事務にかかるチェック体制を強化した。</p>																													
西部総合事務所 米子県土整備局	土木使用料（道路占用料）について、調定が遅延しているものがあつた。	<p>県の担当者が許可内容の整理に時間を要したこと、また、上司の進行管理及び確認が十分でなかったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、当該年度に占用期間が終了する案件の更新手続については、業務が集中する年度末を避け、当該年度の12月末までに終えることとするなど業務スケジュールを見直すとともに、占用料の調定状況については、上司の確認を徹底し、適切な進行管理を図ることとした。</p>																													
教育委員会 船上山少年自然の家	船上山少年自然の家給食業務に係る委託契約外2件について、契約書に定める従業員名簿等を受理していなかった。	<p>契約書に定めた提出書類について、県の担当者と受託者担当者が契約書の内容をよく理解しておらず、提出書類の届出、受理のチェックを怠ってきたことが原因である。</p> <p>監査指摘を受けて速やかに従業員名簿等を受理した。</p> <p>再発防止のために、提出が必要な書類の漏れが生じないように、契約締結時に県の担当者と受託者担当者が必要書類の確認を徹底することとした。</p>																													
警察本部 黒坂警察署	黒坂警察署冷暖房設備保守委託業務契約について、契約書に定める作業報告書の受理が遅延していた。	<p>契約書に定めた提出書類について、県の担当者と受託者担当者が、その重要性を認識せず書類の提出、受理のチェックを怠ったことが原因である。</p> <p>再発防止のために、提出が遅延している際には速やかな督促を図るとともに、チェックリストを作成し、複数名による情報共有及び進行管理を徹底することとした。</p>																													

2 意見

意見	講じた措置
<p><b>1 元気づくり総本部及び商工労働部 (とっとり暮らし支援課及び就業支援課) 県内出身大学生のUターン促進について</b></p> <p>県内出身大学生のUターン促進は、県人口の社会減対策や県内企業の人材確保の観点で重要な施策であるが、関西本部では、大学と連携したUターン促進のための取組みが精力的に進められた結果、龍谷大学及び京都女子大学とは包括協定、神戸学院大学、同志社大学など5大学とは県内就職支援協定の締結に至っている。</p> <p>その結果、関西圏では、Uターンを希望する学生に県内企業や仕事などに関する情報を積極的に伝えることができるようになり、Uターン就職率も上昇するなど成果が上がってきているところである。</p> <p>一方、比較的県内出身者の多い他地域の大学に対しては、昨年度からふるさと鳥取県定住機構とともに、大学のキャリアセンター等の訪問などの取組みは行われているが、関西圏のように協定締結による大学と密接に連携した取組みは行われていない。</p> <p><b>ついては、将来のUターンに繋げるため、関西圏以外の地域においても、県外へ進学した大学生へ、県内での仕事や暮らし、出来事などの情報を積極的に伝えるとともに、協定締結も視野に大学との連携を深める取組みを推進されたい。</b></p>	<p>講じた措置</p> <p>関西圏域以外へ進学した大学生等の保護者に対しても、県内企業の就職関連情報（企業紹介フェア等のイベント情報、奨学金返還助成のチラシ等）の送付に加え、SNSを活用した情報発信の強化（とっとり暮らし支援課：平成27年9月補正）の取組を開始し、さらに大学生等を対象とした企業紹介フェアも実施しているところである。</p> <p>平成28年度から新たに、県内で働く若者と東京都内の学生が対面で鳥取県内での仕事や遊びの魅力について相談し、語り合う「とっとり移住相談カフェ」の取組を始めたほか、県内の企業で活躍する若手社員を「とっとり就活サポーター」に任命し、東京、大阪等に直接出向き、自らの就活体験をもとに、鳥取県に就職したら分かる仕事のやりがいや暮らしの魅力を学生に伝え、学生同士での情報の拡散や、学生の県内就職を促進している。</p> <p>また、鳥取県や県内企業の情報、子育て環境や先輩社員の声などを紹介しながら、鳥取県で働き生活することの魅力を感じてもらえるパンフレットを県内外の学生や進学前の中高生に配布するほか、学生目線の「とっとり就活ナビ」の開設、インターンシップガイダンスの開催、マイナビと連携した学生や企業に対してのセミナーの開催等、情報発信を強化していく。</p> <p>大学との連携については、平成28年5月に岡山理科大学で県内企業の合同説明会を行ったほか、平成28年8月に中国地方の大学としては初となる美作大学・美作大学短期大学部と就職支援協定を締結し、企業説明会を行った。</p> <p>今後も、ふるさと鳥取県定住機構と連携を図りながら、首都圏を始めとする関西圏以外の地域の大学にも積極的に訪問し、意見交換会を実施するなど、協定締結を視野に大学との連携を深める取組を行っていく。</p>
<p><b>2 観光交流局（交流推進課） 国際交流について</b></p> <p>県の国際交流については、現在、環日本海諸国をはじめ、各地域と交流が行われており、その中で、江原道、吉林省とは、昨年、友好交流20周年の節目を迎え記念の事業が実施される一方、台湾、タイなどとは東アジア地域連携交流事業により日本語履修学生の受入れなどの事業も行われている。</p> <p>今回の監査において、環日本海諸国（中国、韓国、ロシア、モンゴル）や東アジア（台湾、タイなど）との交流の今後の展開について、その戦略や方向性について十分な説明を伺うことができなかった。</p> <p>国際交流は、多種多様なつながりを基に発展してきた経緯があり、また、その展開は交</p>	<p>平成21年度の環日本海定期貨客船、平成28年度の香港航空（米子ー香港）の就航、米子ーソウル間でのエアソウルによる運航開始など、国際交流を取り巻く環境は時々刻々と変動していることから、機会を捉えて県民に対して、国際交流の戦略や方向性について、積極的に説明してきた。</p> <p>平成26年度に改訂した鳥取県将来ビジョンにおいては、「活気あふれる「海外との交流」「北東アジアゲートウェイ構想」など交流の位置づけや方向性を示した。ここに示した交流の方向性等に基づき、その後も東南アジア地域との経済交流やジャマイカとのスポーツ交流など時宜を捉えた取組を進展させている。</p> <p>これらを含む今後の国際交流の戦略や方向性、民間交流の活性化への道筋などについて、ビジュアル面も工夫し、よりわかりやすい形でホームページに公開した。</p>

意見	講じた措置
<p>流先との交渉如何に左右されることから、必ずしも本県の方針どおりに推移するものとは限らないが、県が行う交流事業は、その展開次第では民間交流の動向にも影響を与えることもあり、中長期の視点で戦略・方向性などについて、県民に対しわかりやすく説明していくことが必要と考える。</p> <p><b>については、これまでの交流の経緯や節目を踏まえて、今後の国際交流の戦略や方向性、民間交流の活性化への道筋などについて、県民にわかりやすい形で示されたい。</b></p>	
<p><b>3 福祉保健部（健康政策課）</b> <b>がん対策の推進について</b></p> <p>鳥取県がん対策推進計画では、平成29年度までに胃がん等5つのがんについての検診受診率を50パーセント以上（指標は国民生活基礎調査等）に、また、精密検査受診率を95パーセント以上にするを目標とし、その達成のため県は、がん検診キャンペーン月間等の啓発事業や出張がん教室の実施、がん検診推進パートナー企業の認定、休日がん検診支援等の取組みを実施しているところである。</p> <p>しかしながら、受診率の状況（平成25年度）は、国民生活基礎調査では45パーセント前後、市町村が行う検診については30パーセント前後であり、精密検査の受診率は市町村が行った検診によると80パーセント前後であり、推進計画の目標を下回っている。</p> <p>また、がんは近年、本県の死因第1位で、死亡者数の約3割を占め、全国的にみても、がんによる人口10万人当たりの75歳未満年齢調整死亡率はワースト3位（平成25年度）となっている。</p> <p><b>については、がん検診及び精密検査の受診率の向上に向け、未受診の要因や年齢層などの分析を踏まえた上で、受診につながるための効果的な啓発や情報提供などの方策について市町村と連携して検討・実施されたい。</b></p> <p>また、県内に事務所を置く企業等を対象としたがん検診推進パートナー企業の認定制度を設けており、この制度の中でパートナー企業から毎年受診率の報告を受けているが、この数値を活用した受診率向上への取り組みも検討されるべきと考える。</p> <p><b>については、がん検診推進パートナー企業の受診率の更なる向上にインセンティブが働く方策についても検討されたい。</b></p>	<p>年度当初に開催している市町村健康増進事業担当者会議において、各市町村が実施（予定）しているがん検診の取組状況（検診の実施状況や啓発方法など）の情報交換を行っているところであるが、この中で、より効果的な手法について議論していく。</p> <p>一方、がん検診の受診率向上には、個別勧奨が効果的であることから、平成27年6月補正及び平成28年度当初予算において、市町村が実施するがん検診等（要精密検査者含む）の受診率向上を目的とした未受診者に対する個別受診勧奨に必要な経費を助成しているところである。例えばコールセンター利用による個別受診勧奨など複数の市町で新たな手法による取組が行われており、これらの取組内容を前述の担当者会議で紹介することとしている。これらの効果を検証して、他の市町村にも広めていくこととしている。</p> <p>受診率を向上させるには、企業の協力は欠かせないため、がん検診推進パートナー企業制度、健康経営マイレージ事業を創設し、実施しているところである。</p> <p>がん検診推進パートナー企業制度では、受診率の更なる向上に向け、受診率が高い事業所をHP等で公表し優良事業所である旨の周知を図った。受診率が高い優良事業所の知事表彰制度も視野に入れながら、認定企業数の増加や受診率の更なる向上に向けてインセンティブが働く取組を引き続き検討していく。</p>



意見	講じた措置
	<p>健康経営マイレージ事業では、ポイント制による優れた企業への表彰のみならず、トップセミナーによる企業の経営トップに健康経営への意識改革をしてもらうことで、がん検診の受診勧奨をはじめとした職域の健康づくりを推進しており、引き続き、職域における受診率向上に取り組んでいく。</p>
<p><b>4 生活環境部（環境立県推進課）</b> <b>バイシクルタウン構想について</b></p> <p>本県では、子どもから高齢者まで安全・安心で快適に走行できる自転車利用先進県を目指す「鳥取県バイシクルタウン構想」が平成25年に策定され、2020年までにマイカー通勤者約20万人のうち1万人を自転車・公共交通機関の利用による通勤等に転換する目標や自転車走行環境の確保などの施策の方向性を示し、その実現に取り組むため「鳥取県バイシクルタウン構想実現化プロジェクト」（平成23年度～）の事業が行われている。</p> <p>プロジェクト事業では、自転車通勤チャレンジ参加者の募集・表彰や自転車好きを増やす「温泉ライダー」、自転車ツーリングサイトの開設などの取り組みが行われ、主に自転車好きの文化の普及の観点からアプローチされているが、同時に、生活者として自転車利用がしやすい環境整備の観点からのアプローチも健康づくりの効果の視点からも必要と考えるが、そのための具体的な計画や進捗状況などは伺えなかった。また、構想実現のためには各施策が多岐にわたるため各部局の取り組みを総括していくことが必要であるが、その機能が十分に発揮されているとは言い難い。</p> <p><b>ついては、バイシクルタウン構想実現に向けての推進体制を構築し、関係機関との連携を深め、具体的な取組計画を明らかにして県民に周知を図りながら、自転車利用先進県づくりに向けた取組みの一層の推進を図られたい。</b></p>	<p>バイシクルタウン構想を推進するためには、自転車走行空間の確保、駐輪場の整備拡充、自転車利用のきっかけづくりなど複合的な観点から進めていく必要がある。</p> <p>そのため、市町村及び民間団体と連携しながら、部局横断による推進体制を整え、道路整備、交通安全、地域・観光振興、健康増進など幅広い分野での具体的な施策の展開につなげていくこととし、平成28年11月に関係課による推進会議を開催した。</p> <p>なお、同年9月に供用開始した「白砂青松の弓ヶ浜サイクリングコース皆生海岸ルート」については、官民共同での整備検討会を経ながら、地域観光・道路整備等の分野が連携して実現した取組事例である。また、東中部における新たな周遊ルートや西部と東部を結ぶ広域ルートも県サイクリング協会等の意見を伺いながら検討を進めており、今後、やまなみから鳥取県への広域ルートも含め、このような連携に一層取り組んでいく。</p> <p>県民への周知については、県政だより5月号においてバイシクルタウンの特集を組んで、取組の紹介と自転車利用の呼びかけなどを行った。この構想の機運を高めるため、健康づくりの効果の視点から自転車通勤を促すチャレンジ事業の実施や自転車イベントへの支援を行うなどの具体的な取組を行った。</p> <p>生活者の視点に立った道路環境整備についても、県条例に基づき新規県道の路肩幅員を拡張したり、学校やPTAと連携して通学路の安全確保を進めているほか、駅周辺の道路空間利用についても国の新たなガイドラインを参考に関係機関で点検を行う。</p> <p>また、自転車の交通安全等を定めた鳥取県支え愛交通安全条例を平成28年9月議会で新設、交通関係をはじめ教育や観光も含む幅広い分野の関係機関と連携しながら、より一層の交通安全の確保を図りつつ、さらなる自転車利用先進県づくりを推進していく。</p>
<p><b>5 会計管理者（庶務集中局）</b> <b>物品の適正な管理について</b></p> <p>平成25年度決算の定期監査結果報告において、物品と物品出納簿との照合の際、現物確認できなかったものを複数年放置していた事例が相当数あったことから、「県民の財産である物品の適正管理についての認識を新たにしていきたい」と意見したところである。</p> <p>これを受けて、県では昨年12月に「速や</p>	<p>平成27年10月に通知文書を発出し、物品の適正な管理についての再徹底を図るとともに、会計事務研修会や出納機関に対する会計実地検査（平成27年10月～11月）及び本庁物品検査（平成28年9月）において物品の適正な管理について指導を行った。</p> <p>また、監査意見を踏まえ、物品照合結果等に係る情報の共有化を図るため、平成28年1月に「物品照合データベース」を構築し、その運用を開始した。これにより、物品照</p>

意 見	講じた措置
<p>かな亡失の判断をし、亡失の整理を行うこと」などを趣旨とした鳥取県物品事務取扱規則の運用方針の一部改正通知を行ったところであるが、平成26年度決算の定期監査においても、物品照合において現物確認できなかった物品について長期間亡失の判断を行っていないなど、依然として改善が図られていない状況が17機関において見受けられた。</p> <p><b>ついては、物品の適正管理の徹底を図られたい。</b></p>	<p>合の確実な実施及び照合後の処理状態が所属内で情報共有できる環境を整え、同年3月に物品照合の実施の確認と亡失の整理等の適切な対応についての周知を再度行った。</p> <p>さらに、平成28年度からは、全所属が一定期間に照合及び必要な措置を行うよう照合業務のスケジュールを標準化し、一層の管理の徹底を図った。</p> <p>このような取組の結果、昨年度指摘のあった各機関においても改善が図られている。</p>
<p><b>6 教育委員会（教育総務課）</b> <b>教職員の多忙感解消の取組みについて</b></p> <p>県教育委員会においては、教職員の多忙感解消を目指し、平成25年度に「教職員いきいき！プロジェクトチーム」を設置、平成26年度にはモデル校（1高校）において業務改善に取り組み、その成果について県立学校や市町村教育委員会との情報共有や事例集の作成を行い、普及を図っている。</p> <p>さらに、モデル校で得られたノウハウをもとに、平成27年度は県立学校で「学校カイゼン推進校」を指定した重点的かつ計画的な取組みを行っているほか、市町村教育委員会と連携、協力した「市町村立学校に係る業務改善アクションプラン」を策定して、学校現場と教育委員会が共通認識を持ちながら、課題に対する具体的な取組みを進めることとしている。</p> <p>このように県教育委員会では、教職員の多忙感解消を図るための取組みを進めているところであるが、これらの取組みは、この問題を抱えるそれぞれの学校現場の実情を踏まえた上で早期にかつ着実に実施されることが必要と考える。</p> <p><b>ついては、県教育委員会においては、県立学校はもとより、市町村立学校についても各教育局と市町村教育委員会との連携を深め、モデル事業による取組みの成果がそれぞれの学校現場に着実に浸透するよう努めるとともに、学校現場での取組みの効果についても検証されたい。</b></p>	<p>教職員の多忙解消及び負担感軽減の他校への展開については、平成27年5月に「学校カイゼン活動の手引き」を発行するとともに、モデル校で得られたノウハウをもとに、平成27年度は県立学校で「学校カイゼン推進校」を指定した重点的かつ計画的な取組を行った。</p> <p>市町村立学校に対しては、県立学校と同様に「学校カイゼン活動の手引き」の配布や校内研修等の支援を通じて、多忙解消及び負担感軽減の取組が進むよう支援するとともに、平成28年2月には、モデル校での成果や他県での取組を参考に県教育委員会が各市町村教育委員会と協働により「市町村立学校に係る業務改善アクションプラン」を定め、互いに課題認識を共有した上で具体的な取組を進めることとしている。</p> <p>さらに、平成27年11月から地域・保護者・学校連携方策検討ワーキンググループを設置し、地域、保護者、学校との連携による教員の多忙解消と負担感軽減のためのリーフレット作成に取り組み、平成28年7月に県内の全ての公立小・中・高校・特別支援学校の教職員へ配布した。</p> <p>平成28年度以降も引き続き、学校現場や市町村教育委員会の意見を聞きながら、各教育局とも連携を深めつつ、学校における教育活動の充実のための施策の推進と並行して、多忙解消と負担感軽減に向け、教職員の意識醸成と具体的な学校カイゼン活動の着実な実施のための取組を行っていききたい。</p> <p>なお、県内市町村立学校における校務処理の円滑化や教職員の業務効率向上により、児童生徒と向き合う時間の拡大、指導内容の充実等を図ることを目的として、平成29年度当初予算において、県内市町村立学校が共通して使用する学校業務支援システムの導入に係る予算案を編成したところである。</p>

意見	講じた措置
<p><b>7 警察本部</b> <b>交通死亡事故対策について</b></p> <p>県内の交通事故発生の状況は、近年、発生件数と負傷者数は減少しているものの、死者数30名前後で推移しており、平成26年度は34名と前年度に比べ9名増加となっているなど、減少傾向とはなっていない。</p> <p>また、平成26年の人口10万人当たりの交通事故死者数は、本県は5.9人で、全国平均（3.2人）を大きく上回り全国第4位となっており、過去5年間でみても全国平均の数値を上回っている状況である。</p> <p>死亡事故発生防止は、県民生活の上からも最重要の課題であり、死亡事故に至った要因を多角的に分析し、その結果に応じた対策を講じることはもとより、分析により得られた有用な情報を県民へ提供していくことが重要と考える。</p> <p>県警察では事故防止対策として、事故発生現場の現場検証や事故分析をもとに関係機関との現地検討を行い、その結果を踏まえ交通安全教育、交通指導取締り、交通規制、広報啓発などに反映するとともに、事故多発地点等の情報をとっとりWebマップ（鳥取県地理情報公開システム）へ掲載されているところである。</p> <p><b>ついては、本県の交通事故死者数の減少に向けて、これまでの事故防止対策を随時検証するとともに、交通事故の分析情報を県民へ更に広くわかりやすく提供する方策を検討・実施されたい。</b></p>	<p><b>1 交通事故死者数減少に向けた事故防止対策の随時検証の実施</b></p> <p>今回の監査意見をを受けて、事故防止に向けた様々な対策を講じた結果、平成28年中の交通事故死者数は、前年比－21人と大幅に減少し、全国で最少である17人となった（鳥取県では昭和24年に次ぐ少なさ）。</p> <p>交通事故死者数の減少に向け、実施した事故防止対策についてはその効果を検証して継続或いは新たな対策に反映させるなどしており、平成28年4月以降に実施した主な交通事故抑止対策は次のとおりである。</p> <p>○高齢者複数回事故当事者に対する個別指導 高齢運転者を中心に、平成27年1月以降に複数回交通事故の第1当事者となった運転者（217人）を抽出し、再発防止のため個別に訪問して事故状況に応じた個別指導を実施した。</p> <p>○高齢者訪問2万人活動の実施 高齢者に交通安全意識の浸透を図るため、高齢者訪問2万人活動（年間）と銘打って、高齢者宅を訪問して交通事故防止のための短時間講習等を実施している。</p> <p>○交通指導取締り強化 重大事故に直結する速度違反等の交通指導取締りを強化し、平成28年11月末現在39,010件で前年同期比＋1,638件（増減率＋4.4%）を検挙した。</p> <p><b>2 県民への交通事故分析情報の提供</b></p> <p>交通事故の分析情報については、県警察のホームページや警察広報紙等を通じて県民に提供しているところであるが、平成28年4月以降の主な実施状況は次のとおりである。</p> <p>○警察本部ホームページへの掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故統計の掲載 月別の交通事故発生状況（市町村別、年齢別、道路別、時間別等）の交通事故発生状況を掲載した。</li> <li>・6月から8月の交通事故防止対策 平成23年～27年までの間の夏期における交通事故発生状況の分析結果及び事故防止上の留意事項等を掲載した。</li> <li>・10月から12月の交通事故防止対策 平成23年～27年までの間の10月から12月における交通事故発生状況の分析結果及び事故防止上の留意事項等を掲載した。</li> <li>・高速道路ヒヤリハットマップ 東部、西部の高速道路における交通事故発生状況について平成27年中の人身交通事故及び死亡事故の分析結果、特徴等を掲載した。</li> </ul> <p>○広報資料等の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通死亡事故発生の都度、事故の特徴や注意事項を記載した広報紙を作成して各警察署に配布し、広報等に活用した。</li> </ul>

### 3 重点事項

意見	講じた措置
<p><b>委託業務に係る契約内容及び履行確認等について</b></p> <p><b>(1) 契約内容について</b>            契約書に明記すべき委託業務の内容が具体的に示されていないものや、業務完了報告書の提出に関する規定のないものなどが見受けられた。            委託業務の内容については契約者双方で齟齬を生じさせないためにも、契約締結時点で業務管理上必要な事項は予め具体的に規定しておくことが求められる。  <b>については、委託契約の締結に当たっては、契約締結の段階で業務内容を明確に示すとともに、業務管理上掲載すべき規定等の漏れがないか組織として十分な確認を行われたい。</b></p> <p><b>(2) 業務の履行確認等について</b>            業務の成果や実績は、契約書等に定めた内容となっているか確認を行った結果、契約業務自体が不履行のものは見受けられなかったが、作業報告書や業務完了報告書等の受理が遅延したものや、受理後に機関内不回議など情報共有していないものなどが見受けられた。            これらが生じた要因としては、担当者任せ、業者任せなど組織として十分な進行管理が行われていなかったことなどによるものと考えられる。  <b>については、契約業務の進行管理について、担当者任せ、業者任せとならないよう、組織として留意されたい。</b></p> <p><b>(3) 委託金額の積算に係る事務について</b>            予定価格の積算について、可能な限り明確な積算に基づいて作成すべきであるが、積算根拠の記載のないもの、積算が「一式」を含む見積をそのまま根拠としているものなど、明確ではないものが見受けられた。  <b>については、予定価格の積算に当たっては、同種の業務事例の情報収集や複数の参考見積を比較する等、市場価格の把握に努め、積算根拠の明確化を図られたい。</b></p>	<p>監査指摘を受けて、委託契約の締結段階で業務内容を明示すること、業務管理上掲載すべき規定等の漏れがないかについて組織として十分な確認を行うこと、委託契約業務の進行管理に組織として留意すること、予定価格の積算根拠の明確化を図ることなどを内容とする会計局長通知を平成28年1月に発出し、委託契約事務の適正化について徹底を図った。</p> <p>また、平成28年3月及び4月に開催した会計・物品事務制度改正説明会において、委託契約の留意事項として注意喚起を行った。</p>